

京都市告示第520号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を行いましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和6年11月22日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	確認年月日
学校法人 金蓮寺	一時預かり事業	錦綾幼稚園	京都市北区鷹峯藤林町 1-5	R6.4.1
学校法人 佛教教育学園	一時預かり事業	華頂短期大学附属幼稚園	京都市東山区林下町3丁目 400-7	R6.4.1
学校法人 水薬師学園	一時預かり事業	七条幼稚園	京都市下京区西七条石井 町54	R6.4.1
学校法人 龍谷学園	一時預かり事業	本願寺中央幼稚園	京都市下京区堀川通花屋 町下ル本願寺内	R5.4.1
学校法人 京都産業大学	一時預かり事業	すみれ幼稚園	京都市山科区柳辻平田町 222	R4.4.1
学校法人 吉祥学園	一時預かり事業	寺西幼稚園	京都市山科区御陵天徳町 15	R6.4.1
学校法人 二葉学園	一時預かり事業	洛東幼稚園	京都市山科区西野広見町 1-4	R6.4.1
学校法人 光華女子学園	一時預かり事業	光華幼稚園	京都市右京区西京極葛野 町38	R6.10.1
学校法人 美乃里学園	一時預かり事業	自然幼稚園	京都市右京区太秦東蜂岡 町5番地	R6.1.1
学校法人 むそう学園	一時預かり事業	夢窓幼稚園	京都市右京区常盤窪町 1-16	R6.4.1
学校法人 さつき学園	一時預かり事業	さつき幼稚園	京都市伏見区向島庚申町 124	R6.5.1

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）